



島根県報

令和5年8月14日（月）

号外第92号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（3件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第546号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	184号	出雲市佐田町高津屋499番2地先から同49番5地先まで	前	メートル 8.23～ 30.42	メートル 102.12	出雲県土整備事務所 災害防除工事 拡幅	
			後	11.76～ 33.56	102.12		
県 道	安来木次線	安来市広瀬町石原357番1地先から同地先まで	前	9.15～ 13.16	126.72	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 交通安全工事 拡幅	
			後	13.16	126.72		
〃	多伎江南出雲線	出雲市東神西町933番3地先から同町384番3地先まで	前	A	6.87～ 11.96	154.79	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	8.40～ 23.53		
			後	A	6.87～ 11.96	154.79	
〃	斐川一畑大社線	出雲市河下町宇島山1160番1地先から同地先まで	前	19.26～ 25.92	22.83	災害復旧工事 拡幅	
			後	39.29～ 52.00	22.83		

島根県告示第547号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	掛合大東線	雲南市三刀屋町中野 1075番2地先から同地 先まで	前	メートル 8.92～ 11.11	メートル 16.82	雲南県土整備 事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	9.16～ 19.63	16.82	

島根県告示第548号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来木次線	安来市広瀬町石原357番1地先から同地先まで	メートル 126.72	令和5年 8月14日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	多伎江南出雲線	出雲市東神西町889番1地先から同町385番1地先まで	23.30	令和5年 8月14日	出雲県土整備事務所	
〃	斐川一畑大社線	出雲市河下町字島山1160番1地先から同地先まで	22.83	令和5年 8月14日		

島根県告示第549号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町多久和2207番7地先から同2219番1地先まで	メートル 279.08	令和5年 8月14日	雲南県土整備 事務所	
〃	宮内掛合線	雲南市掛合町穴見729番2地先から同地先まで	19.50	令和5年 8月14日		

島根県告示第550号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	津和野田万川線	鹿足郡津和野町部栄490番4地先から同491番1地先まで	メートル 40.89	令和5年 8月14日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	〃	鹿足郡津和野町部栄491番1地先から同502番1地先まで	123.38	令和5年 8月14日		